

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第101号）第 26 条第 1 項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により次のとおり公表する。

令和 3 年 3 月 26 日

まんのう町長 栗田 隆義



1 協議を設けた区域の範囲

- (1) 琴南地区
- (2) 長炭地区
- (3) 吉野地区
- (4) 神野地区
- (5) 四條地区
- (6) 高篠地区
- (7) 仲南地区

2 協議の結果を取りまとめた年月日（検討会実施年月日）

令和 3 年 3 月 19 日

3 各区域における農業において、中心的な役割を果たすことが見込まれる農業者

別紙明細のとおり

4 各区域における農業の将来の在り方及びそれに向けた農地中間管理事業の利用等に関する事項

別紙明細のとおり

別紙1 参考様式

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
まんのう町	琴南地区	令和3年3月19日	-

1 対象地区的現状

①地区内の耕地面積	459.54ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	288.96ha
③地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計	114.55ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	32.95ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	12.40ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	4.84ha
(備考)	

注1:③の「〇才以上」には、地域の実情に応じて、5~10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。

注2:④の面積は、下記の「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。

注3:アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。

注4:プランには、話合いに活用した地図を添付してください。

2 対象地区的課題

- (1)畦畔の防草シートや草刈りなどについて、負担である。
- (2)営農する人の減少により、水路その他農業用施設の保全が困難となっている。一部の農家では水利権放棄の話が出ている。
- (3)狭小な農地にも使用できる小型の農機具への補助が必要である。
- (4)ほ場整備された農地について水路や農道の拡張等更新が必要である。
- (5)農業後継者が不足している及び後継者の育成の見通しがない。
- (6)山間部で点在する農地について管理の危機感が増している。

注:「課題」欄には、「現状」を基に話合いを通じて提示された課題を記載してください。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

【造田地区】

造田地区的農地利用は、中心経営体である認定農業者4経営体が担うほか、入作を希望する認定農業者や認定新規就農者の受入れを促進することにより対応する。

【中通地区】

中通地区的農地利用は、中心経営体である認定農業者4経営体が担うほか、入作を希望する認定農業者や認定新規就農者の受入れを促進することにより対応する。

【川東地区】

川東地区的農地利用は、中心経営体である認定農業者4経営体が担う、中山間直支払制度を利用して農地を維持するほか、入作を希望する認定農業者や認定新規就農者の受入れを促進することにより対応する。

【勝浦地区】

勝浦地区的農地利用は、中山間直支払制度を利用して農地を維持するほか、入作を希望する認定農業者や認定新規就農者の受入れを促進することにより対応する。

注1:中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。

注2:「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

(1) 農地の貸付け等の意向

現に耕作している農地で高齢等の理由により耕作を続けるのが難しくなった方は、農業委員会または公益財団法人香川県農地機構の集積専門員(農林課常駐)まで申し出るよう周知を徹底する。

(2) 農地中間管理機構の活用方針

貸借情報等を農業委員会及び公益財団法人香川県農地機構の集積専門員(農林課常駐)が連携強化、情報共有して推進する。

機構集積協力金(出し手助成:国補助)、機構集積補助金(担い手助成:県補助)を活用して中心経営体に集積・集約を推進する。

(3) 基盤整備への取組方針

ほ場、農道、水路等で改良が必要な場合は建設土地改良課まで相談する。(土地改良区の所管する農地については、土地改良区の総代、理事を経由して相談することに留意)

基盤整備後の担い手への集約を条件に地元負担金が軽減されるタイプの基盤整備(耕作条件改善事業)を最大限活用する。

(4) 新規・特産化作物の導入方針

平野部では質のよい米の生産を継続する。一部の山間地ではそばの生産を継続する。

(5) 鳥獣被害防止対策の取組方針

町が実施している鳥獣被害防止対策に関する補助事業を利用した柵の設置によりイノシシやサルの被害防止を推進する。有害鳥獣捕獲者に罠や檻を設置してもらい被害を防ぐ。

(6) 災害対策への取組方針

甚大な被害があった農地については、基盤整備型の災害復旧事業を検討する。

(参考) 中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲
認農法		養鶏	0.00 ha	養鶏	0.00 ha	川東
認農		水稻、野菜	4.95 ha	水稻、野菜	6.00 ha	川東
認農		米麦、野菜	14.21 ha	米麦、野菜	14.21 ha	川東
認農		水稻、麦	1.31 ha	水稻、麦	4.60 ha	中通
認農		水稻、野菜	3.05 ha	水稻、野菜	3.05 ha	中通
認農		水稻、野菜	5.58 ha	水稻、野菜	5.58 ha	中通
認農		野菜	0.45 ha	野菜	0.45 ha	造田
認農		花き、野菜	1.60 ha	野菜	2.10 ha	中通、川東
認就		野菜	1.14 ha	野菜	1.14 ha	造田
計	9人		32.29 ha		37.13 ha	

注1:「属性」欄には、個人の認定農業者は「認農」、法人の認定農業者は「認農法」、認定新規就農者は「認就」、法人化や農地集積を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」と記載します。

注2:「今後の農地の引受けの意向」欄については、現状からおおむね5年から10年後の意向を記載します。

注3:「経営面積」欄には、プランの対象地区内における中心経営体の経営面積を記載します。

(参考) 農地利用最適化推進チーム

区分	氏名	担当業務		担当エリア
		権利異動 審査	集約 集積	
農委	黒田 啓子	○	○	中立委員
農委	奥山 則国	○	○	造田、中通A、川東A
農委	山口 靖永	○	○	中通B、川東B、勝浦A
農委	兼若 順二	○	○	川東C、勝浦B
推進	中山 孝明	-	○	造田A
推進	藤本 繁	-	○	造田B
推進	佐野 哲三	-	○	中通A、川東A
推進	竹地 義博	-	○	中通B、川東B、勝浦A
推進	佐野 英信	-	○	川東C、勝浦B
計	8人			

注1:「区分」欄には、農業委員会は「農委」、農地利用最適化推進委員会は「推進」と記載します。

注2:琴南地区的地区割は次のとおりです。

造田A(造田字菰敷、奥ノ谷、森本、峯俊、木ノ下、大西、桜木、梶洲、犬の墓、山ノ神、定生、桃の尾、大空、中空、味噌桶谷、岡ノ峯、城ヶ谷、山下、梅ノ木原、清神原、宮田、上井、転石、齒架尾、一本杉、柞野)

造田B(造田字為久、仲ノ切、仲空、原、一里塚、郷路、小川、石原、盛、新田、高柿、岡ノ下、西川、岡ノ山、西川、岡ノ山、南、佐湖、影ノ浦)

中通A(東桜、東木戸、地下清、下木戸、西木戸、西桜、平川、平川新開、本村、本村道上、本名、野口、中橋谷、橋谷、奥橋谷、皆野、土路渕)

中通B(名頃、中名頃、岩籠、大佐古)。

川東A(本村下、壠谷、地獄谷、藤川、木地屋敷、先猪鼻、大上、桜梅、焼尾、本村上、渕野)

川東B(壠山、堀田、前の川、雨島、前の川向、尾井手)

川東C(明神、中熊下、林下、中熊上、葛籠野、奥林、三角、大窪、川奥、栗ヶ窪、尾形、明神川原、杣野、株切、中野、沖野、日開谷、浅木原)

勝浦A(半坂、大向、仲野、野田小屋、本村、下福家、真鈴、峠、八峯、引利木、家六、ユズリ葉、茂地倉、吹佐古)

勝浦B(長谷、谷田、奈良ノ木、三角、横畑)

(参考) 中山間地域等直接支払交付金 集落協定

協定名	単価区分	協定農用地面積
名頃下	8割	2.60 ha
東谷	8割	5.48 ha
川奥上	8割	2.81 ha
沖野	8割	7.33 ha
中野	8割	3.12 ha
備中地	10割	5.87 ha
荒神上	8割	3.15 ha
中通本村	8割	9.52 ha
野口上	8割	4.93 ha
川東下	8割	9.59 ha
川東上	8割	5.24 ha
横畑	10割	1.55 ha

協定名	単価区分	協定農用地面積
谷所	8割	2.80 ha
前の川	8割	3.63 ha
新生下	8割	5.60 ha
島ヶ峰	10割	5.00 ha
		ha
		ha
		ha
		ha
		ha
		ha
		ha
16協定		78.22 ha

(参考)農地の借入状況 ※追加

○造田地区

氏名	借入面積	属性
	56,888	m <sup>2</sup>
	44,450	m <sup>2</sup>
	31,980	m <sup>2</sup>
	25,063	m <sup>2</sup>
	18,081	m <sup>2</sup>
	17,857	m <sup>2</sup>
	17,591	m <sup>2</sup>
	11,416	m <sup>2</sup>
	11,318	m <sup>2</sup>
	10,987	m <sup>2</sup>

○中通地区

氏名	借入面積	属性
	9,884	m <sup>2</sup>
	7,665	m <sup>2</sup>
	5,789	m <sup>2</sup>
	5,699	m <sup>2</sup>
	4,666	m <sup>2</sup>
	4,547	m <sup>2</sup>
	3,783	m <sup>2</sup>
	2,558	m <sup>2</sup>
	2,430	m <sup>2</sup>
	1,912	m <sup>2</sup>

○川東地区

氏名	借入面積	属性
	15,870	m <sup>2</sup>
	12,073	m <sup>2</sup>
	10,831	m <sup>2</sup>
	9,477	m <sup>2</sup>
	9,212	m <sup>2</sup>
	7,918	m <sup>2</sup>
	6,478	m <sup>2</sup>
	4,159	m <sup>2</sup>
	3,819	m <sup>2</sup>
	3,806	m <sup>2</sup>

○勝浦地区

氏名	借入面積	属性
	6,272	m <sup>2</sup>
	4,702	m <sup>2</sup>
	4,070	m <sup>2</sup>
	2,884	m <sup>2</sup>
	2,869	m <sup>2</sup>
	2,675	m <sup>2</sup>
	2,323	m <sup>2</sup>
	1,593	m <sup>2</sup>
	608	m <sup>2</sup>

※昔からの小作権が大半を占める

## 実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
まんのう町	長炭地区	令和3年3月19日	-

### 1 対象地区的現状

①地区内の耕地面積	431.55ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	338.34ha
③地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計	182.36ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	39.07ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	11.47ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	34.29ha
(備考)	

注1:③の「〇才以上」には、地域の実情に応じて、5~10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。

注2:④の面積は、下記の「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。

注3:アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。

注4:プランには、話合いに活用した地図を添付してください。

### 2 対象地区的課題

- (1)世帯による経営と比較し、集落営農法人による経営には、後継者予定者が参画できていない現状がある。
- (2)農作業のみならず、構成員の親睦を深める取り組みが重要である。
- (3)集落営農の設立について
  - ・リーダー、リーダー補佐人、経理の3ポストが必要となるが、人材不足により設立できない。
  - ・各構成員(候補者)間の営農規模に大きな差があることが、運営(設立)の障害となり得る。
- (4)軽貨物自動車が入らないような狭小な農地があり、基盤整備が必要である。
- (5)炭所など山間部で生産される水稻(旱生)の高付加価値化。
- (6)農家の減少により畔や水路の管理が困難になってきている。

注:「課題」欄には、「現状」を基に話合いを通じて提示された課題を記載してください。

### 3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

#### 【炭所東】

炭所東地区の農地利用は、中心経営体である集落営農組織や認定農業者3経営体、認定新規就農者1経営体が担うほか、入作を希望する認定農業者や認定新規就農者の受入れを促進することにより対応する。

#### 【炭所西】

炭所西地区の農地利用は、中心経営体である認定農業者5経営体が担うほか、入作を希望する認定農業者や認定新規就農者の受入れを促進することにより対応する。

#### 【長尾】

長尾地区の農地利用は、中心経営体である集落営農組織や認定農業者9経営体、認定新規就農者1経営体が担うほか、入作を希望する認定農業者や認定新規就農者の受入れを促進することにより対応する。

注1:中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。

注2:「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

#### 4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

(1) 農地の貸付け等の意向
現に耕作している農地で高齢等の理由により耕作を続けるのが難しくなった方は、農業委員会または公益財団法人香川県農地機構の集積専門員(農林課常駐)まで申し出るよう周知を徹底する。
(2) 農地中間管理機構の活用方針
貸借情報等を農業委員会及び公益財団法人香川県農地機構の集積専門員(農林課常駐)が連携強化、情報共有して推進する。 機構集積協力金(出し手助成:国補助)、機構集積補助金(担い手助成:県補助)を活用して中心経営体に集積・集約を推進する。
(3) 基盤整備への取組方針
ほ場、農道、水路等で改良が必要な場合はまんのう町建設土地改良課まで相談する。(土地改良区の所管する農地については、土地改良区の総代、理事を経由して相談することに留意) 基盤整備後の担い手への集約を条件に地元負担金が軽減されるタイプの基盤整備(耕作条件改善事業)を最大限活用する。
(4) 新規・特産化作物の導入方針
高付加価値化として、山間部の水稻(コシヒカリ)を検討する。
(5) 鳥獣被害防止対策の取組方針
町が実施している鳥獣被害防止対策に関する補助事業を利用した柵の設置によりイノシシの被害防止を推進する。 有害鳥獣捕獲者に罠や檻を設置してもらい被害を防ぐ。
(6) 災害対策への取組方針
甚大な被害があった農地については、基盤整備型の災害復旧事業を検討する。

#### (参考) 中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲
認農		稲作,麦類作,露地野菜,	2.32 ha	稲作,麦類作,露地野菜,	4.23 ha	炭所東
認農法		稲作,麦類作,	9.64 ha	稲作,麦類作,	11.00 ha	炭所東
認農		稲作,施設野菜,	1.81 ha	稲作,施設野菜,	1.81 ha	炭所東
認農		稲作,露地野菜,	3.41 ha	稲作,露地野菜,	3.82 ha	炭所東
認就		露地野菜,	0.81 ha	露地野菜,	0.81 ha	炭所東
認農		肉用牛,	0.95 ha	肉用牛,	1.17 ha	炭所西
認農法		稲作,施設野菜	13.59 ha	稲作,施設野菜	15.60 ha	長尾、吉野
認農		露地野菜,施設野菜	3.24 ha	露地野菜,施設野菜	3.54 ha	炭所西
認農法		稲作,麦類作,	10.39 ha	稲作,麦類作,	16.00 ha	炭所西
認農法		養鶏,	0.00 ha	養鶏,	0.00 ha	炭所西
認農		稲作,	17.02 ha	稲作,	17.02 ha	炭所西、長尾
認農法		稲作,麦類作,	9.07 ha	稲作,麦類作,	9.60 ha	長尾
認農		稲作,麦類作,露地野菜	4.04 ha	稲作,麦類作,露地野菜	9.00 ha	長尾
認農		露地野菜,	1.02 ha	露地野菜,	3.75 ha	長尾
認農		露地野菜,	0.29 ha	露地野菜,	0.42 ha	長尾
認農		稲作,露地野菜,果樹類	2.78 ha	稲作,露地野菜,果樹類,	3.50 ha	長尾
認就		稲作,露地野菜,	4.46 ha	稲作,露地野菜,	4.46 ha	長尾
認農		稲作,麦類作,	15.28 ha	稲作,麦類作,	20.40 ha	長尾、吉野
認農		稲作,麦類作,	12.46 ha	稲作,麦類作,	17.11 ha	長尾、吉野
認農法		稲作,麦類作,	7.21 ha	稲作,麦類作,	7.21 ha	吉野
認農法		露地野菜,施設野菜	1.37 ha	露地野菜,施設野菜	5.00 ha	長尾、吉野
認就		露地野菜,施設野菜	0.70 ha	露地野菜,施設野菜	2.50 ha	炭所西
計	22人		121.86 ha		157.95 ha	

注1:「属性」欄には、個人の認定農業者は「認農」、法人の認定農業者は「認農法」、認定新規就農者は「認就」、法人化や農地集積を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」と記載します。

注2:「今後の農地の引受けの意向」欄については、現状からおおむね5年から10年後の意向を記載します。

注3:「経営面積」欄には、プランの対象地区内における中心経営体の経営面積を記載します。

(参考) 農地利用最適化推進チーム

区分	氏名	担当業務		担当エリア
		権利異動 審査	集約 集積	
農委	三原 俊雄	○	○	炭所東
農委	曾我部 宗男	○	○	炭所西
農委	鈴木 多計士	○	○	長尾全域
推進	畠 正則	-	○	炭所東
推進	谷川 久	-	○	炭所西の一部(土器川右岸全域)
推進	黒木 輝美	-	○	炭所西の一部(土器川左岸全域)
推進	寺嶋 修司	-	○	長尾A
推進	谷本 貴司	-	○	長尾B
計	8人			

注1:「区分」欄には、農業委員は「農委」、農地利用最適化推進委員は「推進」と記載します。

注2:長尾地区的地区割は次のとおりです。

長尾A(長尾字林ノ下、札の辻、五正寺、町代、中村、上無頭、上田、浦山、大浦、北山、南山、天神、新古、桜林、渕の上)

長尾B(長尾字源保林、蔵ノ前、牛の木、上の宮、観音堂、松木、大石橋、五反地、曉、井筒、田渕、大福井、長塚、沢田、宝殿、長手、川原、寺の前、岩谷、東山、峠、方吹、大原、王地、下無頭、佐岡)

(参考) 中山間地域等直接支払交付金 集落協定

番号	協定名	単価区分	協定農用地面積	その他
1	金剛院	10割	16.19 ha	
2	上種子	10割	19.47 ha	
3	広袖	8割	15.78 ha	
4	大井手	8割	3.81 ha	
5	大谷川	10割	10.77 ha	
6	平山	10割	12.32 ha	
7	江畑東	10割	13.15 ha	
8	江畑西	10割	12.73 ha	
9	平野	10割	4.96 ha	
10	片岡西	10割	9.02 ha	
11	片岡東	10割	11.71 ha	
12	大向-2	10割	6.52 ha	
13	桜林	10割	2.89 ha	
14	天神	8割	8.68 ha	
15	北山	8割	13.23 ha	
16	上無頭	8割	6.07 ha	
17	片岡南	10割	4.73 ha	
18	常包	8割	2.99 ha	
計	18協定		175.02 ha	

(参考) 農地の借入状況 ※追加

○炭所東地区

氏名	借入面積	属性
	97,738 m <sup>2</sup>	認農法
	12,275 m <sup>2</sup>	
	10,161 m <sup>2</sup>	
	9,705 m <sup>2</sup>	
	9,191 m <sup>2</sup>	認農
	5,980 m <sup>2</sup>	
	4,852 m <sup>2</sup>	
	4,726 m <sup>2</sup>	
	4,659 m <sup>2</sup>	
	4,127 m <sup>2</sup>	

○炭所西地区

氏名	借入面積		属性
	150,844	m <sup>2</sup>	
	100,394	m <sup>2</sup>	認農法
	24,244	m <sup>2</sup>	
	22,530	m <sup>2</sup>	認農
	21,232	m <sup>2</sup>	認農
	11,908	m <sup>2</sup>	認農法
	9,829	m <sup>2</sup>	
	9,016	m <sup>2</sup>	
	8,958	m <sup>2</sup>	
	8,445	m <sup>2</sup>	

○長尾地区

氏名	借入面積		属性
	95,554	m <sup>2</sup>	
	72,366	m <sup>2</sup>	認農法
	33,688	m <sup>2</sup>	
	32,620	m <sup>2</sup>	認就
	30,312	m <sup>2</sup>	
	14,058	m <sup>2</sup>	認農
	13,613	m <sup>2</sup>	認農
	13,522	m <sup>2</sup>	認農
	11,276	m <sup>2</sup>	認農
	10,785	m <sup>2</sup>	

## 別紙1 参考様式

### 実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
まんのう町	吉野地区	令和3年3月19日	-

#### 1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	220.37ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	161.62ha
③地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計	72.23ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	10.25ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	1.88ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	18.07ha
(備考)	

注1:③の「〇才以上」には、地域の実情に応じて、5~10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。

注2:④の面積は、下記の「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。

注3:アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。

注4:プランには、話合いに活用した地図を添付してください。

#### 2 対象地区の課題

- (1)世帯による経営と比較し、集落営農法人による経営には、後継者予定者が参画できていない現状がある。
- (2)農作業のみならず、構成員の親睦を深める取り組みが重要である。
- (3)集落営農の設立について
  - ・リーダー、リーダー補佐人、経理の3ポストが必要となるが、人材不足により設立できない。
  - ・各構成員(候補者)間の営農規模に大きな差があることが、運営(設立)の障害となり得る。
- (4)基盤整備の必要性 軽貨物自動車が入らないような場所では、営農が困難である。
- (5)農家の減少により畔や水路の管理が困難になってきている。

注:「課題」欄には、「現状」を基に話合いを通じて提示された課題を記載してください。

#### 3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

##### 【吉野】

吉野地区的農地利用は、中心経営体である集落営農組織や認定農業者10経営体、認定新規就農者2経営体が担うほか、入作を希望する認定農業者や認定新規就農者の受入れを促進することにより対応する。

注1:中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。

注2:「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

#### 4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

##### (1) 農地の貸付け等の意向

現に耕作している農地で高齢等の理由により耕作を続けるのが難しくなった方は、農業委員会または公益財団法人香川県農地機構の集積専門員(農林課常駐)まで申し出るよう周知を徹底する。

##### (2) 農地中間管理機構の活用方針

貸借情報等を農業委員会及び公益財団法人香川県農地機構の集積専門員(農林課常駐)が連携強化、情報共有して推進する。

機構集積協力金(出し手助成:国補助)、機構集積補助金(担い手助成:県補助)を活用して中心経営体に集積・集約を推進する。

##### (3) 基盤整備への取組方針

ほ場、農道、水路等で改良が必要な場合は建設土地改良課まで相談する。(土地改良区の所管する農地については、土地改良区の総代、理事を経由して相談することに留意)

基盤整備後の担い手への集約を条件に地元負担金が軽減されるタイプの基盤整備(耕作条件改善事業)を最大限活用する。

##### (4) 新規・特産化作物の導入方針

土地利用型作物(米、麦)が盛んだが、一部農地で認定新規就農者等が高収益作物の野菜等の作付けを行っている。

##### (5) 鳥獣被害防止対策の取組方針

町が実施している鳥獣被害防止対策に関する補助事業を利用した柵の設置によりイノシシの被害防止を推進する。

有害鳥獣捕獲者に罠や檻を設置してもらい被害を防ぐ。

##### (6) 災害対策への取組方針

甚大な被害があった農地については、基盤整備型の災害復旧事業を検討する。

#### (参考) 中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲
認農		稲作,麦類作,	7.20 ha	稲作,麦類作,	8.61 ha	吉野
認農		稲作,麦類作,	15.28 ha	稲作,麦類作,	20.40 ha	長尾、吉野
認農法		稲作,麦類作,	19.53 ha	稲作,麦類作,	19.53 ha	吉野
認農		露地野菜,	5.15 ha	露地野菜,	5.15 ha	吉野
認農法		稲作,麦類作,施設野菜	13.59 ha	稲作,施設野菜,その他の作物,	15.60 ha	長尾、吉野
認農法		稲作,麦類作,	7.21 ha	稲作,麦類作,	7.21 ha	長尾、吉野
認農		稲作,麦類作,露地野菜,果樹類,	4.41 ha	稲作,麦類作,露地野菜,果樹類,	4.52 ha	吉野
認農		稲作,麦類作,	9.19 ha	稲作,麦類作,	9.82 ha	吉野
認農		稲作,麦類作,	12.46 ha	稲作,麦類作,	17.11 ha	長尾、吉野、高篠
認就		露地野菜,	1.26 ha	露地野菜,	1.60 ha	吉野
認就		稲作,露地野菜,	1.22 ha	稲作,露地野菜,	1.22 ha	吉野
認就		露地野菜,	0.43 ha	稲作,露地野菜,	0.60 ha	吉野
認農法		露地野菜,施設野菜	1.37 ha	露地野菜,施設野菜	5.00 ha	長尾、吉野
計	13人		98.30 ha		116.37 ha	

注1:「属性」欄には、個人の認定農業者は「認農」、法人の認定農業者は「認農法」、認定新規就農者は「認就」、法人化や農地集積を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」と記載します。

注2:「今後の農地の引受けの意向」欄については、現状からおおむね5年から10年後の意向を記載します。

注3:「経営面積」欄には、プランの対象地区内における中心経営体の経営面積を記載します。

(参考) 農地利用最適化推進チーム

区分	氏名	担当業務		担当エリア
		権利異動 審査	集約 集積	
農委	藤井 清	○	○	吉野B(宮西・中村・五毛・場正・八幡・桶樋)
農委	秦 守	○	○	吉野A(宮東・旭東・木の崎・光元・高屋原・野津郷)
推進	有信 隆雄	-	○	吉野B(宮西・中村・五毛・場正・八幡・桶樋)
推進	渡邊 壽孝	-	○	吉野A(宮東・旭東・木の崎・光元・高屋原・野津郷)
計	4人			

注1:「区分」欄には、農業委員は「農委」、農地利用最適化推進委員は「推進」と記載します。

注2:吉野地区的地区割は次のとおりです。

吉野A(宮東・旭東・木の崎・光元・高屋原)

吉野B(宮西・中村・五毛・場正・八幡・桶樋)

(参考) 中山間地域等直接支払交付金 集落協定

番号	協定名	単価区分	協定農用地面積	その他
1	五毛	8割	4.19 ha	
計	1協定		4.19 ha	

(参考) 農地の借入状況 ※追加

○吉野地区

氏名	借入面積	属性
	167,389 m <sup>2</sup>	認農法
	83,751 m <sup>2</sup>	認農
	83,531 m <sup>2</sup>	認農
	68,505 m <sup>2</sup>	認農
	58,263 m <sup>2</sup>	認農法
	48,481 m <sup>2</sup>	認農法
	35,684 m <sup>2</sup>	認農
	19,235 m <sup>2</sup>	
	13,776 m <sup>2</sup>	認農
	13,502 m <sup>2</sup>	

別紙1 参考様式

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
まんのう町	神野地区	令和3年3月19日	-

1 対象地区的現状

①地区内の耕地面積	183.87ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	162.55ha
③地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計	86.18ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	19.65ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	1.82ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	17.74ha
(備考)	

注1:③の「〇才以上」には、地域の実情に応じて、5~10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。

注2:④の面積は、下記の「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。

注3:アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。

注4:プランには、話合いに活用した地図を添付してください。

2 対象地区的課題

- (1) 営農指導体制が脆弱であることが、新規就農を困難なものとしている。
- (2) 地区内で空家が増加している。
- (3) 農産物の価格低迷により、作付け意欲が減少している。
- (4) 有害鳥獣による被害が一定量ある。
- (5) 農地の借り手で耕作管理ができていない農地がある。
- (6) 農地所有者の貸地の水利費が負担となっているケースがある。
- (7) 基盤整備されていない農地がある。

注:「課題」欄には、「現状」を基に話合いを通じて提示された課題を記載してください。

### 3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

#### 【神野】

神野地区の農地利用は、中心経営体である集落営農組織や認定農業者4経営体が担うほか、入作を希望する認定農業者や認定新規就農者の受入れを促進することにより対応する。

#### 【真野】

真野地区の農地利用は、中心経営体である集落営農組織や認定農業者8経営体が担うほか、入作を希望する認定農業者や認定新規就農者の受入れを促進することにより対応する。

#### 【岸上】

岸上地区の農地利用は、中心経営体である認定農業者8経営体が担うほか、入作を希望する認定農業者や認定新規就農者の受入れを促進することにより対応する。

#### 【五條】

五條地区の農地利用は、中心経営体である認定農業者8経営体が担うほか、入作を希望する認定農業者や認定新規就農者の受入れを促進することにより対応する。

注1: 中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。

注2: 「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

### 4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

#### (1) 農地の貸付け等の意向

現に耕作している農地で高齢等の理由により耕作を続けるのが難しくなった方は、農業委員会または公益財団法人香川県農地機構の集積専門員(農林課常駐)まで申し出るよう周知を徹底する。

#### (2) 農地中間管理機構の活用方針

貸借情報等を農業委員会及び公益財団法人香川県農地機構の集積専門員(農林課常駐)が連携強化、情報共有して推進する。

機構集積協力金(出し手助成:国補助)、機構集積補助金(担い手助成:県補助)を活用して中心経営体に集積・集約を推進する。

#### (3) 基盤整備への取組方針

ほ場、農道、水路等で改良が必要な場合は建設土地改良課まで相談する。(土地改良区の所管する農地については、土地改良区の総代、理事を経由して相談することに留意)

基盤整備後の担い手への集約を条件に地元負担金が軽減されるタイプの基盤整備(耕作条件改善事業)を最大限活用する。

#### (4) 新規・特産化作物の導入方針

土地利用型作物(米、麦)が盛んであり、特産化を検討する。一部農地で高収益作物(アスパラガス等)の導入が進める。

#### (5) 鳥獣被害防止対策の取組方針

町が実施している鳥獣被害防止対策に関する補助事業を利用した柵の設置によりイノシシの被害防止を推進する。有害鳥獣捕獲者に罠や檻を設置してもらい被害を防ぐ。

#### (6) 災害対策への取組方針

甚大な被害があった農地については、基盤整備型の災害復旧事業を検討する。

(参考) 中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲
認農		稲作,花き・花木,	0.85 ha	稲作,花き・花木,	0.85 ha	神野
認農法		稲作,麦類作,	19.53 ha	稲作,麦類作,	19.53 ha	吉野・神野
認農		稲作,施設野菜,	0.33 ha	稲作,施設野菜,	0.78 ha	神野
認農		稲作,麦類作,露地野菜,	14.21 ha	稲作,麦類作,露地野菜,	14.21 ha	琴南・神野・四條
認農		稲作,施設野菜,果樹類,	3.81 ha	稲作,施設野菜,果樹類,	3.81 ha	神野
認農		稲作,施設野菜,	1.76 ha	稲作,施設野菜,	2.92 ha	神野
認農法		稲作,麦類作,	11.08 ha	稲作,麦類作,	17.33 ha	神野・四條
認農		稲作,果樹類,	2.71 ha	稲作,果樹類,	2.71 ha	神野
認農		稲作,麦類作,	12.46 ha	稲作,麦類作,	17.11 ha	長炭・吉野・神野・四條・高様
認農		稲作,麦類作,露地野菜,	9.45 ha	稲作,麦類作,露地野菜,	9.45 ha	神野・四條
認農		稲作,麦類作,露地野菜,果樹類,	4.41 ha	稲作,麦類作,露地野菜,果樹類,	4.52 ha	吉野・神野
認農		露地野菜	12.08 ha	露地野菜	12.08 ha	神野・四條・十郷
認農		稲作,麦類作,	15.28 ha	稲作,麦類作	20.40 ha	長炭・吉野・神野
集		稲作,麦類作	- ha	稲作,麦類作	- ha	神野
計	10人		107.96 ha		125.70 ha	

注1:「属性」欄には、個人の認定農業者は「認農」、法人の認定農業者は「認農法」、認定新規就農者は「認就」、法人化や農地集積を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」と記載します。

注2:「今後の農地の引受けの意向」欄については、現状からおおむね5年から10年後の意向を記載します。

注3:「経営面積」欄には、プランの対象地区内における中心経営体の経営面積を記載します。

(参考) 農地利用最適化推進チーム

区分	氏名	担当業務		担当エリア
		権利異動 審査	集約 集積	
農委	今田 義則	○	○	神野、真野、岸上、五條
推進	松浦 功	-	○	神野、真野
推進	宮田 忠	-	○	岸上、五條
計	3人			

注1:「区分」欄には、農業委員は「農委」、農地利用最適化推進委員は「推進」と記載します。

(参考) 中山間地域等直接支払交付金 集落協定

番号	協定名	単価区分	協定農用地面積	その他
1	椿谷	10割	12.10 ha	
計	1協定		12.10 ha	

(参考) 農地の借入状況 ※追加

○神野・真野地区

氏名	借入面積	属性
	35,863 m <sup>2</sup>	認農法
	35,155 m <sup>2</sup>	集
	33,603 m <sup>2</sup>	認農
	19,357 m <sup>2</sup>	認農
	17,031 m <sup>2</sup>	認農
	14,829 m <sup>2</sup>	認農
	10,995 m <sup>2</sup>	認農
	9,224 m <sup>2</sup>	
	8,841 m <sup>2</sup>	認農
	6,696 m <sup>2</sup>	

○岸上・五條地区

氏名	借入面積	属性
	60,820 m <sup>2</sup>	認農
	56,544 m <sup>2</sup>	認農法
	15,553 m <sup>2</sup>	認農
	13,661 m <sup>2</sup>	
	12,291 m <sup>2</sup>	
	6,885 m <sup>2</sup>	
	6,506 m <sup>2</sup>	
	6,114 m <sup>2</sup>	認農
	5,750 m <sup>2</sup>	
	4,558 m <sup>2</sup>	

## 実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
まんのう町	四条地区	令和3年3月19日	-

### 1 対象地区的現状

①地区内の耕地面積	144.04ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	97.45ha
③地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計	45.63ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	11.15ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	3.15ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	24.68ha
(備考)	

注1:③の「〇才以上」には、地域の実情に応じて、5~10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。

注2:④の面積は、下記の「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。

注3:アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。

注4:プランには、話合いに活用した地図を添付してください。

### 2 対象地区的課題

(1)農地の出し手と受け手の条件が折り合わない場合がある。農地の出し手は、条件の緩和など、柔軟な対応が必要。
(2)非農家が農業に対する理解が十分でない。
(3)以前利用権設定した土地所有者の高齢化または子の代理により更新の際、手続きが複雑(親が契約した内容を子が知らない等)であり、農地の流動化に結び付かないケースがある。
(4)農業に関するコストが高い(機械等)ため、収益が上がりにくい。

注:「課題」欄には、「現状」を基に話合いを通じて提示された課題を記載してください。

### 3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

<b>【四條】</b> 四條地区の農地利用は、中心経営体である認定農業者9経営体や認定新規就農者1経営体が担うほか、入作を希望する認定農業者や認定新規就農者の受入れを促進することにより対応する。
<b>【吉野下】</b> 吉野下地区的農地利用は、中心経営体である集落営農組織や認定農業者5経営体や認定新規就農者1経営体が担うほか、入作を希望する認定農業者や認定新規就農者の受入れを促進することにより対応する。

注1:中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。

注2:「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

#### 4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

##### (1) 農地の貸付け等の意向

現に耕作している農地で高齢等の理由により耕作を続けるのが難しくなった方は、農業委員会または公益財団法人香川県農地機構の集積専門員(農林課常駐)まで申し出るよう周知を徹底する。

##### (2) 農地中間管理機構の活用方針

貸借情報等を農業委員会及び公益財団法人香川県農地機構の集積専門員(農林課常駐)が連携強化、情報共有して推進する。

機構集積協力金(出し手助成:国補助)、機構集積補助金(扱い手助成:県補助)を活用して中心経営体に集積・集約を推進する。

##### (3) 基盤整備への取組方針

ほ場、農道、水路等で改良が必要な場合は建設土地改良課まで相談する。(土地改良区の所管する農地については、土地改良区の総代、理事を経由して相談することに留意)

基盤整備後の扱い手への集約を条件に地元負担金が軽減されるタイプの基盤整備(耕作条件改善事業)を最大限活用する。

##### (4) 新規・特産化作物の導入方針

土地利用型作物(米、麦)を継続するほか、高収益作物(アスパラガス、ブロッコリー等)の生産にも取り組む。

##### (5) 鳥獣被害防止対策の取組方針

町が実施している鳥獣被害防止対策に関する補助事業を利用した網の設置により鳥の被害防止を推進する。

##### (6) 災害対策への取組方針

甚大な被害があった農地については、基盤整備型の災害復旧事業を検討する。

#### (参考) 中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲
認農		稲作,麦類作,露地野菜,	1.19 ha	稲作,麦類作,露地野菜,	3.62 ha	四條
認農		稲作,麦類作,	5.21 ha	稲作,麦類作,	5.72 ha	四條
認農法		稲作,麦類作,露地野菜,	5.17 ha	稲作,麦類作,露地野菜,	5.40 ha	四條
認農		露地野菜,	0.69 ha	露地野菜,	0.69 ha	四條
認就		稲作,露地野菜,施設野菜,	1.74 ha	稲作,露地野菜,施設野菜,	2.00 ha	四條
認農		稲作,麦類作,露地野菜,	14.21 ha	稲作,麦類作,露地野菜,	14.21 ha	琴南・神野・四條
認農法		稲作,麦類作,	11.08 ha	稲作,麦類作,	17.33 ha	神野・四條
認農		稲作,麦類作,	11.21 ha	稲作,麦類作,ひまわり	15.30 ha	四條・高篠
認農		露地野菜	12.08 ha	露地野菜	12.08 ha	神野・四條・十郷
認農		稲作,麦類作,	12.46 ha	稲作,麦類作,	17.11 ha	長炭・吉野・神野・四條・高篠
認農		稲作,麦類作,露地野菜,	9.45 ha	稲作,麦類作,露地野菜,	9.45 ha	神野・四條
認農法		露地野菜	13.94 ha	露地野菜	20.20 ha	四條・十郷
認農法		露地野菜	0.70 ha	露地野菜	0.70 ha	四條
計	13人		99.13 ha		123.81 ha	

注1:「属性」欄には、個人の認定農業者は「認農」、法人の認定農業者は「認農法」、認定新規就農者は「認就」、法人化や農地集積を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」と記載します。

注2:「今後の農地の引受けの意向」欄については、現状からおおむね5年から10年後の意向を記載します。

注3:「経営面積」欄には、プランの対象地区内における中心経営体の経営面積を記載します。

(参考) 農地利用最適化推進チーム ※追加

区分	氏名	担当業務		担当エリア
		権利異動 審査	集約 集積	
農委	亀田 安信	○	○	四條
農委	中浦 優	○	○	吉野下
推進	栗田 美博	-	○	四條
推進	高鳥 義光	-	○	吉野下
計	4人			

注1:「区分」欄には、農業委員は「農委」、農地利用最適化推進委員は「推進」と記載します。

(参考) 農地の借入状況 ※追加

○四條地区

氏名	借入面積		属性
	103,086	m <sup>2</sup>	認農法
	45,071	m <sup>2</sup>	認農
	38,275	m <sup>2</sup>	認農
	16,464	m <sup>2</sup>	認農
	9,115	m <sup>2</sup>	
	7,489	m <sup>2</sup>	
	7,161	m <sup>2</sup>	
	5,693	m <sup>2</sup>	認農
	5,239	m <sup>2</sup>	
	4,626	m <sup>2</sup>	認農

○吉野下地区

氏名	借入面積		属性
	51,756	m <sup>2</sup>	認農法
	25,930	m <sup>2</sup>	認農
	23,192	m <sup>2</sup>	認農
	20,287	m <sup>2</sup>	認農
	16,848	m <sup>2</sup>	認農法
	14,610	m <sup>2</sup>	認農
	9,705	m <sup>2</sup>	
	9,386	m <sup>2</sup>	認農法
	8,785	m <sup>2</sup>	
	7,420	m <sup>2</sup>	

## 別紙1 参考様式

### 実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
まんのう町	高篠地区	令和3年3月19日	-

#### 1 対象地区的現状

①地区内の耕地面積	239.46ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	184.92ha
③地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計	64.98ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	17.68ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	15.02ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	57.05ha
(備考)	

注1:③の「〇才以上」には、地域の実情に応じて、5~10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。

注2:④の面積は、下記の「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。

注3:アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。

注4:プランには、話合いに活用した地図を添付してください。

#### 2 対象地区的課題

(1)機構を通じて10年契約で貸借している農地について、当該農地を返却された農地所有者は管理に苦慮することが想定される。
(2)水路や農道の維持管理における非農家の参画が必要である。
(3)羽間地区で麦、ヒマワリにおいて、鳥獣(イノシシ、カモ、ハト)の被害がある
(4)水路が老朽化しており、更新が必要である。
(5)住宅地、イチジク畑が点在しており、基盤整備事業が困難である。
(6)利用権の更新にあって入院、相続等で土地所有者に連絡を取るのが困難になってきている。
(7)未相続地の利用権設定の手続きが煩雑であるため、農地の流動化につながらないケースがみられる。

注:「課題」欄には、「現状」を基に話合いを通じて提示された課題を記載してください。

#### 3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

<b>【羽間】</b> 羽間地区的農地利用は、中心経営体である認定農業者4経営体や認定新規就農者1経営体が担うほか、入作を希望する認定農業者や認定新規就農者の受入れを促進することにより対応する。
<b>【東高篠】</b> 東高篠地区的農地利用は、中心経営体である集落営農組織や認定農業者4経営体、認定新規就農者2経営体が担うほか、入作を希望する認定農業者や認定新規就農者の受入れを促進することにより対応する。
<b>【西高篠】</b> 西高篠地区的農地利用は、中心経営体である集落営農組織や認定農業者5経営体が担うほか、入作を希望する認定農業者や認定新規就農者の受入れを促進することにより対応する。

注1:中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。

注2:「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

#### 4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

##### (1) 農地の貸付け等の意向

現に耕作している農地で高齢等の理由により耕作を続けるのが難しくなった方は、農業委員会または公益財団法人香川県農地機構の集積専門員(農林課常駐)まで申し出るよう周知を徹底する。

##### (2) 農地中間管理機構の活用方針

貸借情報等を農業委員会及び公益財団法人香川県農地機構の集積専門員(農林課常駐)が連携強化、情報共有して推進する。

機構集積協力金(出し手助成:国補助)、機構集積補助金(扱い手助成:県補助)を活用して中心経営体に集積・集約を推進する。

##### (3) 基盤整備への取組方針

ほ場、農道、水路等で改良が必要な場合は建設土地改良課まで相談する。(土地改良区の所管する農地については、土地改良区の総代、理事を経由して相談することに留意)

基盤整備後の扱い手への集約を条件に地元負担金が軽減されるタイプの基盤整備(耕作条件改善事業)を最大限活用する。

##### (4) 新規・特産化作物の導入方針

土地利用型作物(米、麦)を継続するほか、高収益作物(アスパラガス、ブロッコリー等)の生産にも取り組む。

##### (5) 鳥獣被害防止対策の取組方針

町が実施している鳥獣被害防止対策に関する補助事業を利用した柵や網の設置によりイノシシと鳥の被害防止を推進する。

有害鳥獣捕獲者に罠や檻を設置してもらい被害を防ぐ。

##### (6) 災害対策への取組方針

甚大な被害があった農地については、基盤整備型の災害復旧事業を検討する。

#### (参考) 中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲
認農		稻作,麦類作,露地野菜,	2.13 ha	稻作,麦類作,露地野菜,	4.35 ha	高篠
認農法		稻作,麦類作,露地野菜,	7.75 ha	稻作,麦類作,露地野菜,	7.75 ha	高篠
認農法		稻作,麦類作,露地野菜,	6.58 ha	稻作,麦類作,露地野菜,	13.00 ha	高篠
認農		雑穀・いも類・豆類,露地野菜,施設野菜,	4.45 ha	雑穀・いも類・豆類,露地野菜,施設野菜,	5.07 ha	高篠
認農		稻作,麦類作,	11.21 ha	稻作,麦類作,	15.30 ha	高篠
認農		稻作,麦類作,露地野菜,	8.01 ha	稻作,麦類作,露地野菜,	10.14 ha	高篠
認農		稻作,麦類作,露地野菜,	7.12 ha	稻作,麦類作,露地野菜,	8.51 ha	高篠
認農		稻作,麦類作,露地野菜,施設野菜,	4.30 ha	稻作,麦類作,露地野菜,施設野菜,	4.30 ha	高篠
認農		稻作,麦類作,雑穀・いも類・豆類,露地野菜,	1.88 ha	稻作,麦類作,雑穀・いも類・豆類,露地野菜,	1.88 ha	高篠
認農		稻作,麦類作,露地野菜,	0.69 ha	稻作,麦類作,露地野菜,	4.50 ha	高篠
認農		稻作,麦類作,	1.16 ha	稻作,麦類作,	7.05 ha	高篠
認農法		稻作,麦類作,	6.51 ha	稻作,麦類作,	8.50 ha	高篠
認農法		稻作,麦類作,	5.62 ha	稻作,麦類作,	8.50 ha	高篠
認農		稻作,露地野菜,果樹類,花き・花木,	3.33 ha	稻作,露地野菜,果樹類,花き・花木,	3.33 ha	高篠
認農		稻作,麦類作,露地野菜,施設野菜,	2.03 ha	稻作,麦類作,露地野菜,施設野菜,	2.31 ha	高篠
認農		稻作,麦類作,露地野菜,	3.09 ha	稻作,麦類作,露地野菜,	5.82 ha	高篠
認農		稻作,麦類作,露地野菜,	2.84 ha	稻作,麦類作,露地野菜,	3.97 ha	高篠
認就		稻作,麦類作,露地野菜,	2.31 ha	稻作,麦類作,露地野菜,	7.90 ha	高篠
認就		露地野菜,	0.41 ha	露地野菜,	0.41 ha	高篠
認農法		稻作,麦類作,施設野菜	13.59 ha	稻作,麦類作,施設野菜	15.60 ha	長尾、吉野、高篠
認就		露地野菜,果樹	3.19 ha	露地野菜,果樹	3.19 ha	高篠
認農法		稻作,麦類作,	4.60 ha	稻作,麦類作,	8.00 ha	高篠
認農		稻作,麦類作,	12.46 ha	稻作,麦類作,	17.11 ha	長炭、吉野。神野、四條、高篠
認農		稻作	0.27 ha	稻作	5.50 ha	高篠
認農		露地野菜,稻作	0.91 ha	露地野菜,稻作	1.50 ha	高篠
計	25人		116.44 ha		173.49 ha	

注1:「属性」欄には、個人の認定農業者は「認農」、法人の認定農業者は「認農法」、認定新規就農者は「認就」、法人化や農地集積を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」と記載します。

注2:「今後の農地の引受けの意向」欄については、現状からおおむね5年から10年後の意向を記載します。

注3:「経営面積」欄には、プランの対象地区内における中心経営体の経営面積を記載します。

(参考) 農地利用最適化推進チーム

区分	氏名	担当業務		担当エリア
		権利異動 審査	集約 集積	
農委	近藤 茂義	○	○	羽間, 東高篠
農委	白川 修	○	○	西高篠, 公文
推進	白川 豊明	-	○	羽間, 東高篠
推進	赤股 誠司	-	○	西高篠, 公文
計	4人			

注1:「区分」欄には、農業委員は「農委」、農地利用最適化推進委員は「推進」と記載します。

(参考) 農地の借入状況 ※追加

○羽間地区

氏名	借入面積		属性
	22,225	m <sup>2</sup>	認農
	18,139	m <sup>2</sup>	認農
	13,157	m <sup>2</sup>	認農法
	7,310	m <sup>2</sup>	
	6,159	m <sup>2</sup>	
	4,899	m <sup>2</sup>	
	3,120	m <sup>2</sup>	認農
	3,100	m <sup>2</sup>	
	2,721	m <sup>2</sup>	認農
	2,227	m <sup>2</sup>	

○東高篠地区

氏名	借入面積		属性
	91,158	m <sup>2</sup>	認農法
	81,240	m <sup>2</sup>	認農
	76,125	m <sup>2</sup>	認農法
	43,247	m <sup>2</sup>	認農法
	19,047	m <sup>2</sup>	認農
	18,315	m <sup>2</sup>	認農
	18,226	m <sup>2</sup>	認農
	15,315	m <sup>2</sup>	認農
	8,777	m <sup>2</sup>	認農
	5,787	m <sup>2</sup>	

○西高篠地区

氏名	借入面積		属性
	56,209	m <sup>2</sup>	認農法
	23,902	m <sup>2</sup>	
	19,944	m <sup>2</sup>	認農
	19,901	m <sup>2</sup>	認農
	16,770	m <sup>2</sup>	認農
	9,990	m <sup>2</sup>	認農
	9,813	m <sup>2</sup>	
	8,467	m <sup>2</sup>	認農
	6,424	m <sup>2</sup>	
	5,499	m <sup>2</sup>	認農

○公文地区

氏名	借入面積		属性
	64,422	m <sup>2</sup>	認農法
	53,012	m <sup>2</sup>	認農
	36,952	m <sup>2</sup>	認農
	26,878	m <sup>2</sup>	認農
	18,090	m <sup>2</sup>	認農
	16,394	m <sup>2</sup>	
	14,507	m <sup>2</sup>	認農
	9,943	m <sup>2</sup>	認農法
	9,171	m <sup>2</sup>	認農
	7,045	m <sup>2</sup>	

### 実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
まんのう町	仲南地区	令和3年3月19日	-

#### 1 対象地区的現状

①地区内の耕地面積	776.39ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	578.53ha
③地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計	212.15ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	69.41ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	8.01ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	45.03ha
(備考)	

注1:③の「〇才以上」には、地域の実情に応じて、5~10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。

注2:④の面積は、下記の「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。

注3:アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。

注4:プランには、話合いに活用した地図を添付してください。

#### 2 対象地区的課題

- (1)就業しながら、兼業として営農できる職場があればよいが、少ないので現状である。
- (2)竹林の保全(放置竹林の問題)
- (3)防草シートの補助制度について、補助ができないか。
- (4)集落営農の構成員の高齢化により存続が難しくなってきてている。
- (5)ほ場整備農地でも法面の管理が大変である。道路用地部分の管理は公でできないか。
- (6)中山間直接支払及び多面的支払制度と除草作業を効率的にできないか。
- (7)集落営農、個人問わず営農面で不安を感じる(農作物の低価格、営農サイクル、将来への存続)
- (8)現耕作者の高齢化により離農されたときに後継者がいない。

注:「課題」欄には、「現状」を基に話合いを通じて提示された課題を記載してください。

#### 3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

##### 【七箇】

七箇地区の農地利用は、中心経営体である認定農業者11経営体が担うほか、入作を希望する認定農業者や認定新規就農者の受入れを促進することにより対応する。

##### 【十郷】

十郷地区の農地利用は、中心経営体である認定農業者14経営体や認定新規就農者2経営体が担うほか、入作を希望する認定農業者や認定新規就農者の受入れを促進することにより対応する。

注1:中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。

注2:「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

#### 4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

##### (1) 農地の貸付け等の意向

現に耕作している農地で高齢等の理由により耕作を続けるのが難しくなった方は、農業委員会または公益財団法人香川県農地機構の集積専門員(農林課常駐)まで申し出るよう周知を徹底する。

##### (2) 農地中間管理機構の活用方針

貸借情報等を農業委員会及び公益財団法人香川県農地機構の集積専門員(農林課常駐)が連携強化、情報共有して推進する。

機構集積協力金(出し手助成:国補助)、機構集積補助金(担い手助成:県補助)を活用して中心経営体に集積・集約を推進する。

##### (3) 基盤整備への取組方針

ほ場、農道、水路等で改良が必要な場合は建設土地改良課まで相談する。(土地改良区の所管する農地については、土地改良区の総代、理事を経由して相談することに留意)

基盤整備後の担い手への集約を条件に地元負担金が軽減されるタイプの基盤整備(耕作条件改善事業)を最大限活用する。

##### (4) 新規・特産化作物の導入方針

土地利用型作物(米、麦)を継続するほか、高収益作物(アスパラガス、ブロッコリー等)の生産にも取り組む。

##### (5) 鳥獣被害防止対策の取組方針

町が実施している鳥獣被害防止対策に関する補助事業を利用した柵や網の設置によりイノシシと鳥の被害防止を推進する。

有害鳥獣捕獲者に罠や檻を設置してもらい被害を防ぐ。

##### (6) 災害対策への取組方針

甚大な被害があった農地については、基盤整備型の災害復旧事業を検討する。

#### (参考) 中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲
認農法		稲作,麦類作,	2.86 ha	稲作,麦類作,	6.00 ha	七箇
認農		花き・花木,	1.54 ha	花き・花木,	1.54 ha	七箇
認農		花き・花木,	2.44 ha	花き・花木,	3.40 ha	七箇
認農法		養鶏,	0.00 ha	養鶏,	0.00 ha	七箇
認農		露地野菜,施設野菜,	1.91 ha	露地野菜,施設野菜,	1.98 ha	七箇
認農法		稲作,麦類作,その他の作物,	18.01 ha	稲作,麦類作,その他の作物,	18.01 ha	七箇、十郷
認農		稲作,露地野菜,施設野菜,	5.96 ha	稲作,露地野菜,施設野菜,	5.96 ha	七箇
認農		露地野菜,施設野菜,	0.84 ha	露地野菜,施設野菜,	1.66 ha	七箇
認農法		稲作,麦類作,露地野菜,	22.51 ha	稲作,麦類作,露地野菜,	39.00 ha	七箇
認農法		稻作,酪農,	11.11 ha	稻作,酪農,	20.94 ha	七箇、十郷
認農		稻作,肉用牛,	0.94 ha	稻作,肉用牛,	1.51 ha	七箇
認農		酪農,	5.32 ha	酪農,	5.97 ha	十郷
認農		稻作,麦類作,花き・花木,	3.85 ha	稻作,麦類作,花き・花木,	4.84 ha	十郷
認農		稻作,酪農,	3.81 ha	稻作,酪農,	3.90 ha	十郷
認農		稻作,露地野菜,酪農,	1.98 ha	稻作,露地野菜,酪農,	2.28 ha	十郷
認農		稻作,肉用牛,	4.80 ha	稻作,肉用牛,	5.65 ha	十郷
認農		稻作,露地野菜,施設野菜,	2.58 ha	稻作,露地野菜,施設野菜,	3.13 ha	十郷
認農		稲作,麦類作,露地野菜,花き・花木,	12.08 ha	稲作,麦類作,露地野菜,花き・花木,	12.08 ha	神野、四條、十郷
認農		稻作,露地野菜,	3.05 ha	稻作,露地野菜,	3.05 ha	十郷
認農		果樹類,	0.00 ha	果樹類,	0.48 ha	十郷
認農		稻作,花き・花木,	1.48 ha	稻作,花き・花木,	1.48 ha	十郷
認農		酪農,	9.20 ha	酪農,	11.59 ha	十郷
認農法		露地野菜	13.94 ha	露地野菜	20.20 ha	四條、十郷
認農		露地野菜,施設野菜,花き・花木,	0.81 ha	露地野菜,施設野菜,花き・花木,	1.10 ha	十郷
認農		露地野菜,特用作物	1.18 ha	露地野菜,特用作物	1.18 ha	十郷

認農		露地野菜,	2.01 ha	露地野菜,	2.23 ha	十郷
認就		稻作,露地野菜,施設野菜,	0.27 ha	稻作,露地野菜,施設野菜,	0.27 ha	十郷
認就		露地野菜,	15.39 ha	露地野菜,	15.39 ha	十郷
認農		露地野菜,稻作	2.73 ha	露地野菜,稻作	2.73 ha	十郷
認農法		露地野菜	3.42 ha	露地野菜	3.50 ha	十郷
認農		露地野菜	0.04 ha	露地野菜	0.05 ha	十郷
計	31人		156.06 ha		201.10 ha	

注1:「属性」欄には、個人の認定農業者は「認農」、法人の認定農業者は「認農法」、認定新規就農者は「認就」、法人化や農地集積を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」と記載します。

注2:「今後の農地の引受けの意向」欄については、現状からおおむね5年から10年後の意向を記載します。

注3:「経営面積」欄には、プランの対象地区内における中心経営体の経営面積を記載します。

#### (参考) 農地利用最適化推進チーム 七箇

区分	氏名	担当業務		担当エリア
		権利異動 審査	集約 集積	
農委	林 一典	○	○	塩入, 春日, 久保, 本目
農委	高井 忠	○	○	小池, 福良見, 照井
推進	鈴木 雅人	-	○	塩入, 春日
推進	岡澤 勉	-	○	久保, 本目
推進	塙塚 正幸	-	○	小池, 福良見, 照井
計	5人			

注1:「区分」欄には、農業委員は「農委」、農地利用最適化推進委員は「推進」と記載します。

#### (参考) 農地利用最適化推進チーム 十郷

区分	氏名	担当業務		担当エリア
		権利異動 審査	集約 集積	
農委	岩倉 節夫	○	○	帆山, 後山, 大口, 新目
農委	白川 清茂	○	○	賀田, 生田, 佐文
農委	細川 憲志	○	○	山脇, 追上, 宮田
推進	山内 英幸	-	○	帆山, 後山
推進	増田 治	-	○	大口, 新目
推進	臼杵 慶幸	-	○	山脇, 追上, 宮田
推進	山下 和男	-	○	賀田, 生田
推進	真鍋 多美男	-	○	佐文
計	8人			

注1:「区分」欄には、農業委員は「農委」、農地利用最適化推進委員は「推進」と記載します。

#### (参考) 中山間地域等直接支払交付金 集落協定

番号	協定名	単価区分	協定農用地面積	その他
1	春日	10割	9.56 ha	
2	小池	10割	2.72 ha	
3	福良見A	8割	3.69 ha	
4	福良見B	8割	1.33 ha	
5	帆山	10割	7.37 ha	
6	大口	10割	21.84 ha	

7	新目	10割	12.23 ha	
8	山脇	10割	14.42 ha	
9	追上	10割	11.37 ha	
10	宮田	10割	18.31 ha	
11	買田	8割	7.16 ha	
12	生間	8割	16.87 ha	
13	佐文A	10割	14.44 ha	
14	佐文B	10割	21.63 ha	
15	佐文C	10割	18.97 ha	
16	後山	10割	4.03 ha	
計	16協定		185.94 ha	

(参考)農地の借入状況 ※追加

○塩入地区

氏名	借入面積	属性
	4,827 m <sup>2</sup>	
	3,111 m <sup>2</sup>	
	1,189 m <sup>2</sup>	
	1,019 m <sup>2</sup>	認農法
	m <sup>2</sup>	

○七箇地区

氏名	借入面積	属性
	217,965 m <sup>2</sup>	認農法
	60,913 m <sup>2</sup>	認農
	32,068 m <sup>2</sup>	
	28,612 m <sup>2</sup>	認農法
	20,257 m <sup>2</sup>	
	19,312 m <sup>2</sup>	
	17,514 m <sup>2</sup>	
	16,030 m <sup>2</sup>	認農
	12,589 m <sup>2</sup>	認農法
	11,837 m <sup>2</sup>	

○帆山地区

氏名	借入面積	属性
	141,396 m <sup>2</sup>	認農法
	11,919 m <sup>2</sup>	
	7,325 m <sup>2</sup>	
	6,863 m <sup>2</sup>	
	3,894 m <sup>2</sup>	認農法
	3,221 m <sup>2</sup>	
	2,590 m <sup>2</sup>	認農法
	2,573 m <sup>2</sup>	認農
	906 m <sup>2</sup>	認農法
	689 m <sup>2</sup>	

○後山地区

氏名	借入面積	属性
	29,327 m <sup>2</sup>	認農法
	15,689 m <sup>2</sup>	認農法
	7,151 m <sup>2</sup>	
	4,849 m <sup>2</sup>	
	3,126 m <sup>2</sup>	
	3,110 m <sup>2</sup>	
	1,031 m <sup>2</sup>	
	m <sup>2</sup>	
	m <sup>2</sup>	
	m <sup>2</sup>	

○大口地区

氏名	借入面積	属性
	78,966 m <sup>2</sup>	認農
	16,384 m <sup>2</sup>	
	13,272 m <sup>2</sup>	
	10,466 m <sup>2</sup>	
	9,663 m <sup>2</sup>	認農
	7,032 m <sup>2</sup>	認農
	5,001 m <sup>2</sup>	
	4,296 m <sup>2</sup>	
	3,782 m <sup>2</sup>	
	3,184 m <sup>2</sup>	

○新目地区

氏名	借入面積	属性
	67,668 m <sup>2</sup>	認農
	26,705 m <sup>2</sup>	認農
	14,326 m <sup>2</sup>	認農
	14,134 m <sup>2</sup>	
	12,543 m <sup>2</sup>	認農
	10,365 m <sup>2</sup>	
	9,202 m <sup>2</sup>	
	6,267 m <sup>2</sup>	
	5,011 m <sup>2</sup>	
	3,481 m <sup>2</sup>	

○山脇地区

氏名	借入面積	属性
	10,509	m <sup>2</sup>
	7,685	m <sup>2</sup>
	6,654	m <sup>2</sup>
	5,952	m <sup>2</sup>
	4,652	m <sup>2</sup>
	3,626	m <sup>2</sup>
	1,994	m <sup>2</sup>
		m <sup>2</sup>
		m <sup>2</sup>
		m <sup>2</sup>

○追上地区

氏名	借入面積	属性
	10,806	m <sup>2</sup>
	9,298	m <sup>2</sup>
	8,327	m <sup>2</sup>
	5,059	m <sup>2</sup>
	5,003	m <sup>2</sup>
	4,739	m <sup>2</sup>
	3,554	m <sup>2</sup>
	2,489	m <sup>2</sup>
	1,185	m <sup>2</sup>
	1,114	m <sup>2</sup>

○宮田地区

氏名	借入面積	属性
	16,200	m <sup>2</sup>
	7,734	m <sup>2</sup>
	7,672	m <sup>2</sup>
	5,980	m <sup>2</sup>
	4,391	m <sup>2</sup>
	3,980	m <sup>2</sup>
	3,831	m <sup>2</sup>
	3,661	m <sup>2</sup>
	3,576	m <sup>2</sup>
	3,371	m <sup>2</sup>

○買田地区

氏名	借入面積	属性
	19,042	m <sup>2</sup>
	18,210	m <sup>2</sup>
	15,158	m <sup>2</sup>
	9,307	m <sup>2</sup>
	7,817	m <sup>2</sup>
	3,093	m <sup>2</sup>
	2,551	m <sup>2</sup>
	2,409	m <sup>2</sup>
	2,056	m <sup>2</sup>
	1,816	m <sup>2</sup>

○生間地区

氏名	借入面積	属性
	10,369	m <sup>2</sup>
	3,765	m <sup>2</sup>
	863	m <sup>2</sup>
		m <sup>2</sup>

○佐文地区

氏名	借入面積	属性
	29,859	m <sup>2</sup>
	23,019	m <sup>2</sup>
	15,317	m <sup>2</sup>
	14,158	m <sup>2</sup>
	12,881	m <sup>2</sup>
	11,209	m <sup>2</sup>
	7,518	m <sup>2</sup>
	5,680	m <sup>2</sup>
	5,370	m <sup>2</sup>
	4,181	m <sup>2</sup>